



平成18年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社サンヨーハウジング名古屋
代表社名 代表取締役社長 宮 崎 宗 市
(コード番号 8904 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 高 崎 利 幸
(電話番号 052-859-0034)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年10月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年11月22日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告の周知性の向上および広告掲載費用の節減を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 企業価値の維持及び向上を目的とする安定的かつ機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を現行の168,000株から250,000株に変更をするものであります。(変更案第6条)
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年に変更するものであります。(変更案第20条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及

び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行なうものであります。

- ① 当社に設置する機関を定めるものであります。（変更案第 4 条）
- ② 株券を発行する旨を定めるものであります。（変更案第 7 条）
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示が認められたことに伴い、株主の皆様による株主総会参考書類等へのアクセスを容易にするものであります。（変更案第 17 条）
- ④ 取締役、監査役の期待される役割を十分に発揮することができるように取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲にとどめることを可能にするものであります。（変更案第 27 条及び第 36 条）なお社外監査役については、独立性の高い有用な人材を迎えられるよう責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。このことはあらかじめ各監査役の同意を得ております。
- ⑤ 剰余金の配当等の決定について、状況に応じて機動的な剰余金の配当等が取締役会決議によって実施できるようにするものであります。（変更第 40 条）
- ⑥ 上記のほか会社法及び整備法が施行されたことに伴い規定の整備、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更など所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 11 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 11 月 22 日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社サンヨーハウジング名古屋と称し、英文では、SANYO HOUSING NAGOYA CO., LTD. と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行通り)</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>(省略)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>愛知県</u>名古屋市に置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第5条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(移設)</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>168,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>250,000株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(移設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき、名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(移設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(移設)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>
<p>(移設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(決議要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主又は代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会<u>の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名なつ印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会<u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③ 取締役の選任<u>については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>(招集者及び議長)</u></p> <p>第18条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>取締役会召集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに發する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(移設)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(移設)</p>	<p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(移設)	<p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
(移設)	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
(報酬及び退職慰労金)	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第20条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 2 1 条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 2 8 条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第 2 2 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 2 9 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第 2 3 条 監査役の任期は<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 3 0 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 2 4 条 <u>監査役会招集の通知は、会日の3日前に各監査役に対し発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(移設)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 2 5 条 監査役はその<u>互選により常勤監査役を若干名定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 1 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(移設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(移設)	<u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬及び退職慰労金) 第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	<u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(新設)	第6章 会計監査人 <u>(選任方法)</u> 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	<u>(任期)</u> 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当社の<u>営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の<u>事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第40条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(利益配当)</p> <p>第28条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者並びに同決算期最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第41条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役会の決議により毎年2月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者並びに同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）を支払う。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(<u>配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第30条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお、受領されないときは当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(<u>配当の除斥期間</u>)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>